

2021年9月15日

検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、令和3年8月25日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0825第1号」、令和3年8月31日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0831第2号」および「保医発0831第5号」により下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

敬白

記

【適用範囲が拡大された検査項目】（令和3年8月25日より適用）

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
固形癌における マイクロサテライト不安定性検査	2,500点	「D004-2」悪性腫瘍組織検査 (遺伝子関連・染色体検査)	下記 参照

(1) 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、(2)から(4)までに掲げる遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。ただし、肺癌におけるEGFR遺伝子検査については、再発や増悪により、2次の遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できることとし、マイクロサテライト不安定性検査については、リンチ症候群の診断の補助を目的とする場合又は固形癌の抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とする場合に、当該検査を実施した後に、もう一方の目的で当該検査を実施した場合であっても、別に1回に限り算定できる。

早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的として BRAF 遺伝子検査を実施した場合にあっては、K-ras 遺伝子検査又は RAS 遺伝子検査を併せて算定できないこととし、マイクロサテライト不安定性検査を実施した年月日を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(2) 「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、リアルタイムPCR法、PCR-rSSO法、マルチプレックスPCRフラグメント解析法又は次世代シーケンシングにより行う場合に算定できる。

(中略)

ア～ウ (略)

エ 固形癌におけるマイクロサテライト不安定性検査

(3)～(25) (略)

※下線部が変更されました。

●弊社受託中の項目です。詳細はお問い合わせください。

尚、詳細につきましては、営業担当者またはインフォメーションまでお問い合わせ下さい。

【新たに保険収載された検査項目】（令和3年9月1日より適用）

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
血中微生物検査 (マラリアの診断を目的として多項目自動血球分析装置を用いた場合)	40点	「D005」血液形態・機能検査 (血液学的検査)	下記参照

マラリアが疑われた患者に対して、マラリアの診断を目的として、多項目自動血球分析装置を用いて DNA 含有感染赤血球の計数に基づく定性判定を実施した場合は、本区分の「7」血中微生物検査を準用して算定する。ただし、マラリアの診断を目的として、他の血中微生物検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

●弊社受託未定です。

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
抗P/Q型電位依存性カルシウムチャンネル抗体 (抗P/Q型VGCC抗体)	1,000点	「D014」自己抗体検査 (免疫学的検査)	下記参照

ア ランバート・イートン筋無力症候群の診断を目的として、RIA 法により、抗 P/Q 型電位依存性カルシウムチャンネル抗体 (抗 P/Q 型 VGCC 抗体) を測定した場合は、本区分の「43」抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体の所定点数を準用して算定する。

イ 本検査は、臨床症状によりランバート・イートン筋無力症候群が疑われる患者であって、反復刺激誘発筋電図検査において異常所見を認める患者を対象として実施した場合に限り算定できる。ただし、医学的な必要性から反復刺激誘発筋電図検査において異常所見を認めない患者を対象として実施する場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその詳細な理由を記載すること。

●弊社受託検討中です。

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
濾胞性リンパ腫における EZH2遺伝子検査	2,500点	「D004-2」悪性腫瘍組織検査 (遺伝子関連・染色体検査)	下記参照

(1) 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍又は悪性リンパ腫の腫瘍細胞を検体とし、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、(2)から(4)までに掲げる遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。(中略)

(2) 「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、リアルタイムPCR法、PCR-rSSO法、マルチプレックスPCRフラグメント解析法又は次世代シーケンシングにより行う場合に算定できる。

(中略)

ア～エ (略)

オ 濾胞性リンパ腫における EZH2 遺伝子検査

(3)～(25) (略)

※下線部が追加されました。

●弊社受託検討中です。

以上